

第 6 期 恵庭市 総合計画（2026～2035）

策定方針

令和 6 年 5 月 7 日（火）企画課

1 総合計画の位置づけ

市町村が、その地域全体の総合的発展を計画的に進めるための計画、いわゆる「総合計画」は、恵庭市の今後の行政活動全般にわたる目標とその手段を明示しており、よりよいまちづくり・都市づくりを総合的かつ計画的に推進するため、市政の基本方針としての役割と性格を持つものであり、市の最上位計画と位置づけています。

また、これからのまちづくりの基本的方向とその実現のための各分野の施策等を明らかにするとともに、市民と行政とが協働・連携してまちづくりを推進するための共通の指針となるものです。

総合計画を策定することについて、本市では「恵庭市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）」第 21 条で、「基本構想の策定について議会の議決を経て定める」ことを規定しています。

恵庭市まちづくり基本条例（抄）

（総合計画）

第 21 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。

2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。

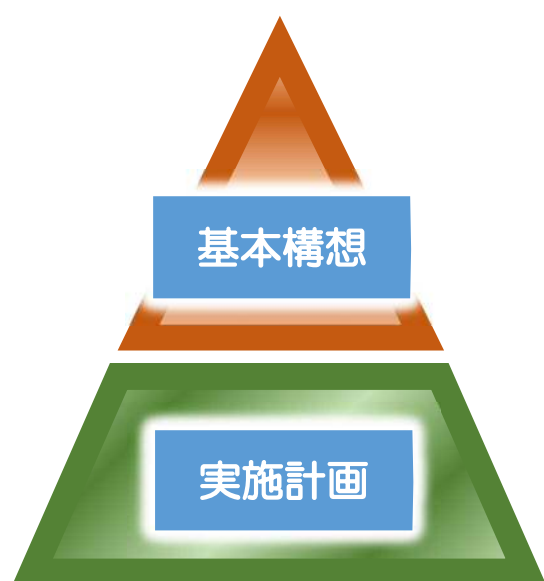
3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。

4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進行状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう努めなければなりません。

2 総合計画の構成及び計画期間

第6期恵庭市総合計画は、「基本構想」と「実施計画」の二層で構成します。



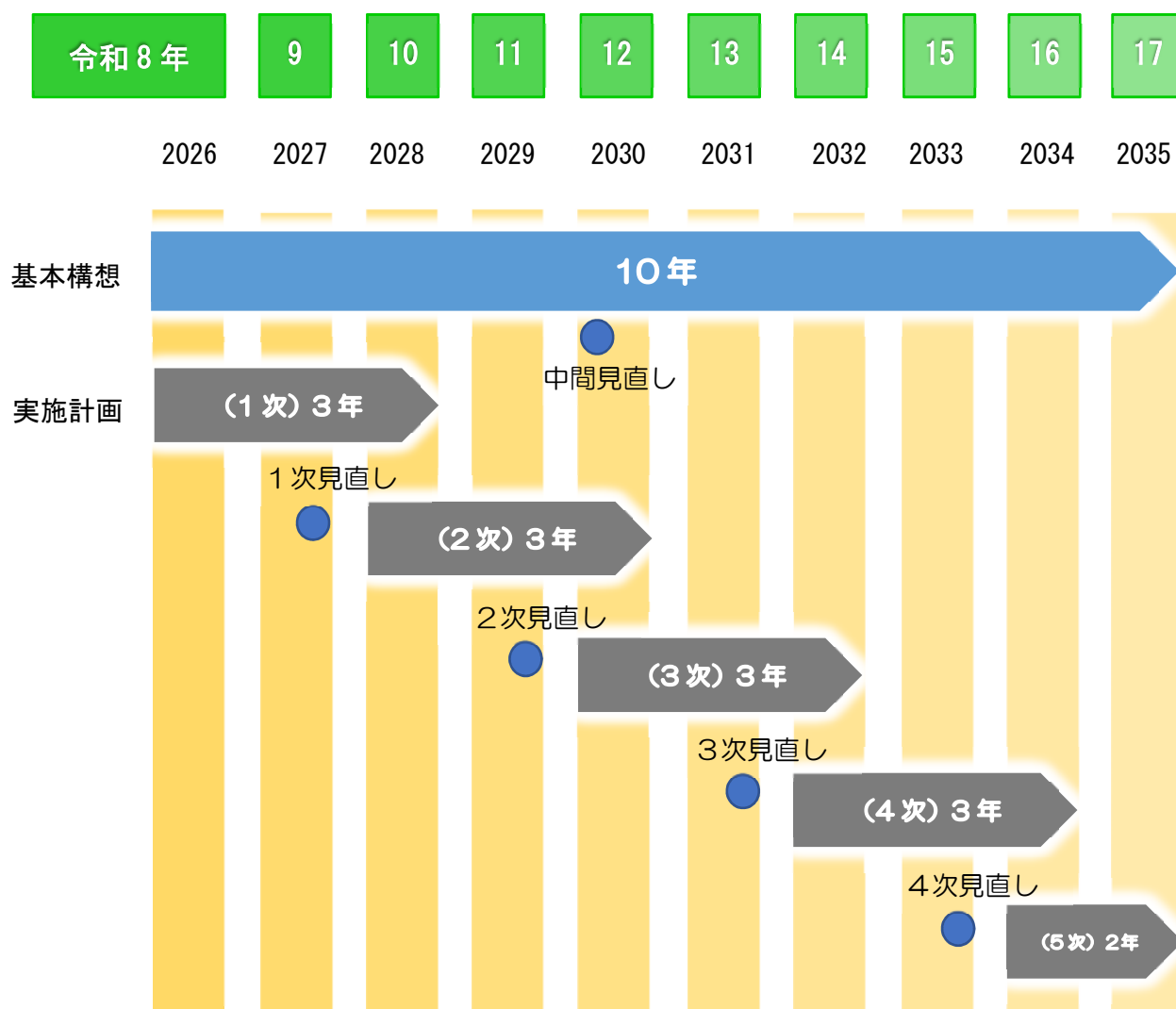
○基本構想…10年（5年経過時見直し）

本市の目指す「まちの将来像」を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な方向性や目標、分野別・体系的な施策を示します。

※将来想定人口については、本計画では設定せず、本市の人口変動の状況に対応するまちづくりを進めることとします。

○実施計画…各3年（2年ごとに策定）

基本構想で示した「まちの将来像」の実現に向け、施策ごとの具体的事業について 年次ごとの計画を定めます。



＜参考＞恵庭市総合計画の計画期間

計画の構成	期間	基本構想	基本計画	実施計画
恵庭市総合開発計画	S48～S60	12 年	10 年	3 年
第 2 期恵庭市総合計画	S61～H7	10 年	10 年	3 年-3 年-4 年
第 3 期恵庭市総合計画	H8～H17	10 年	10 年	3 年-3 年-4 年
第 4 期恵庭市総合計画	H18～H27	10 年	5-5 年	3 年-2 年-3 年-2 年
第 5 期恵庭市総合計画	H28～R7	10 年	5-5 年	3 年-2 年-3 年-2 年
第 6 期恵庭市総合計画	R8～R17	10 年	—	3 年 (2 年経過時見直し)

＜参考＞将来都市像（キャッチフレーズ）

（第 1 期）…「市民が快適に暮らせる生活都市」「豊かで創造的な生活都市」

（第 2 期）…「活力とやすらぎのあるまち・恵庭」

（第 3 期）…「(恵庭 21 世紀プラン) 水と緑ゆたかな複合機能都市」

（第 4 期）…「水・緑・花 人がふれあう 生活都市 えにわ」

（第 5 期）…「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」

（第 6 期）…

3 総合計画策定の視点

1 市民意見を反映した（市民参加による）計画

計画策定にあたっては、多くの市民参加（まちづくり基本条例第 21 条第 3 項）が求められています。今後の少子高齢化の進展、経済情勢の変化、高度情報化の進展による市民意識の多様化など、社会環境が大きく変化していますが、新たな変化や変動を的確に捉えたまちづくりを推進するためには、市民と行政とのパートナーシップを発揮し、協働による取組が必要です。

総合計画の策定にあたっては、幅広い市民の参加や意見が反映されるよう、計画策定過程での情報提供に努めながら、市民意識調査やパブリックコメント制度を活用した市民意見・提案の募集、また、ワークショップ形式による会議やシンポジウムを開催し、計画策定段階から市民が参画することにより、より市民意見が反映された計画づくりを進めます。

2 職員の参加による計画

職員は、計画に基づき事務を執行していくため、計画の策定段階から市民とともに考えていきます。

3 社会情勢の変化に対応できる計画

デジタル社会の進展や脱炭素の取組（ゼロカーボン）のほか、社会情勢の変化や本市の地域特性を踏まえるとともに、近隣市町村の事業展開の動向も踏まえた計画とします。

4 SDGsを推進する計画

持続可能な開発目標（SDGs）を推進する計画とします。

5 成果がわかりやすい計画

成果指標を設定し、達成度や進捗状況を市民へ分かりやすく公表することによって、市民が分かりやすい計画とします（まちづくり基本条例第21条第4項）。

6 PDCAサイクルによる実効性の高い計画

マネジメントサイクルである「P（Plan～計画）」「D（Do～実施）」「C（Check～評価）」「A（Action～改善）」を実行することで、継続的に事業の見直しや改善を図ります。

また、計画期間中の情勢の変化や施策の推進状況により、2年ごとに実施計画を見直すことで、より実効性を持たせるとともに、計画の進行管理と事業の検証・評価を行うことで、計画の実効性を高めます。

4 総合計画策定の方法

1 地域特性及び基礎的調査

地域の概況・特性や、広域的に見た位置づけ等を把握するため、人口・産業構造の分析・予測、社会経済動向のデータ収集・整理、本市の位置付けや将来性の調査分析などを行います。

2 第5期総合計画の検証

現行の第5期総合計画の達成度について、目標ごとに成果指標など事業の実績について検証し、次期総合計画の構想や計画に反映します。

3 市民意識調査及び地域ニーズ調査

市民各層の地域ニーズなどを把握するため、市民意識調査や市民まちづくりワークショップ、総合計画シンポジウム、地域団体や各種団体との意見交換などを行います。

4 基本構想素案の策定

まちづくりの方向性を多角的に検討し、地域発展へのシナリオや将来イメージを想定しながら、分析、予測などの結果を総合的に勘案し、まちづくりの基本的な方向性の策定、

まちの将来像とキャッチフレーズの設定、将来目標の設定、施策の大綱の策定を行い、基本構想素案として総合計画審議会に諮問します。

5 実施計画素案の策定

基本構想案を踏まえて、年次ごとに予定される事務事業を積み上げ、実施計画素案を作成します。

5 総合計画策定の体制

1 総合計画審議会

(1) 審議会への諮問

基本構想（素案）は、恵庭市総合計画審議会条例（昭和46年条例第11号。以下「審議会条例」という。）第1条の規定に基づき設置する「恵庭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）」に諮問し、その答申を得るものとします。

(2) 審議会委員の委嘱

市長は、審議会の委員13名（審議会条例第3条：任期2年）及び臨時委員13名以内（審議会条例第4条：任期は特別な事項に関する審議が終了したとき解任）の、合わせて26名以内を委嘱します。なお、委員の一部については、公募を行います。

(3) 専門部会の設置

審議会に専門部会（審議会条例第7条）を置き、審議することとします。専門部会には「部会長」「副部会長」を置き、部会数や各部会の所掌事務は、別途調整します。

2 市民参加

総合計画の策定にあたっては、幅広い市民の参加・参画が得られるよう、計画策定段階での情報提供に努めながら、市民意識調査やシンポジウム、中学生や地域、分野別による意見交換会やワークショップを開催するとともに、パブリックコメントを実施し、市民意見が反映された計画策定を進めます。

3 庁内推進体制

総合計画の策定にあたっては、庁内に「策定委員会」及び「ワーキング部会」を設置し、基本構想素案を作成します。

(1) 策定委員会

市長の委任を受け、委員長に「副市長」、副委員長に「教育長」、また委員を「部長職」で構成する「総合計画策定委員会」を組織し、ワーキング部会が取りまとめた基本構想素案（検討案）を審議し、素案（原案）として市長に報告します。

(2) ワーキング部会

総合計画の基本構想素案（検討案）を作成し、策定委員会に提出します。ワーキング部会は「各部の次長職及び各部から推薦された課長職以下の職員」で構成し、分野別の専門部会と各分野別専門部会のリーダーによる「ワーキングリーダー部会」に分かれて調査、研究及び調整し、基本構想素案（検討案）をまとめます。

(3) 事務局体制

総合計画策定に係る全般の調整及び庶務（事務局）は、企画振興部企画課が担います。

4 地域創造研究センターからの助言

総合計画の策定にあたっては、政策研究を通じた地域活性化への寄与や先駆的な地域政策の提案を目的として、北海道文教大学に令和5年4月に設立した「地域創造研究センター」と連携して進めるとともに、助言をいただきます。

5 市議会への報告

策定に係る進捗状況を市議会に報告するとともに、総合計画の基本構想（案）は令和7年9月（第3回定例会）に提案する予定です。

6 総合計画策定のスケジュール（予定）

〈令和6年度〉

- 5月 総合計画策定委員会の設置、第5期総合計画の検証、社会動向調査・分析
- 6月～ 総合計画ワーキング部会の設置 ※随時開催
- 6月 市民意識調査の実施
- 8月～ 市民ワークショップの開催
- 9月 シンポジウムの開催
- 9月～ 地域別・分野別意見交換会の開催
- 11月 総合計画審議会の設置、中学生からの意見の取りまとめ
- 3月 基本構想（素案）作成、総合計画審議会に諮問

〈令和7年度〉

- 6月 パブリックコメントの実施
- 7月 総合計画審議会から答申
- 8月 基本構想（案）作成、シンポジウムの開催
- 9月 第3回定例会に基本構想案を提案

〈総合計画策定体制〉

